

制定理由：令和2年度までのプロジェクトの一部を引き継ぎ、新たなプロジェクトチームを設置するため、必要な事項を定めるものである。

東京学芸大学次世代教育研究推進機構教員養成カリキュラムの開発・G-I S N
推進プロジェクトチーム要項

〔令和3年3月25日〕
制 定

(設置)

第1条 東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程（平成27年規程第5号）第7条の規定に基づき、東京学芸大学次世代教育研究推進機構（以下「機構」という。）に、教員養成カリキュラムの開発・G-I S N推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(目的)

第2条 プロジェクトチームは、文部科学省及びOECD等関係機関と連携し、「次世代型コンピテンシー育成のための教育方法開発とその国内外への発信」の事業にかかる教員養成カリキュラムの開発及びG-I S Nを推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 プロジェクトチームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 日本とOECDをつなぐネットワークへの参加及び当該ネットワーク全体支援に関する業務
- (2) コンピテンシー育成に係る教員養成カリキュラムの開発に関する業務
- (3) その他プロジェクトチームを運営するにあたり必要な業務

(組織)

第4条 プロジェクトチームは、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 研究を所掌する副学長
- (2) プロジェクトリーダー
- (3) 専任教員
- (4) 教科教育学分野教員
- (5) 教科専門分野教員
- (6) 教育科学分野教員
- (7) 附属学校教員
- (8) 専門研究員
- (9) プロジェクトを担当する部長及び課長
- (10) その他機構長が必要と認めた者 若干名

2 前項第4号から第7号までの者については、機構長が指名する。

3 第1項第10号の者については、外部機関に所属する者を含むことができる。

4 プロジェクトリーダーは、プロジェクトチーム全体を統括する。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、関係部課等の協力を得て、財務・研究推進部
研究・連携推進課が処理する。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項
は、機構が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失
う。